

兵庫東流域下水汚泥広域処理場運転管理業務等包括委託

入札説明書

令和5年9月

公益財団法人 兵庫県まちづくり技術センター

1	入札公告日	1
2	入札に付する事項	1
3	受託者選定スケジュール	3
4	応募方法	4
5	入札に参加する者の資格	4
6	入札説明書の取扱い	6
7	入札に関する資料及び閲覧資料を示す期間及び場所	7
8	入札に関する資料及び閲覧資料に対する質問	8
9	現地確認	9
10	入札参加の手続	9
11	技術提案書	11
12	入札参加資格の確認	12
13	入札手続等	12
14	業務完成保証人	14
15	その他注意事項	15
16	担当課	15

兵庫東流域下水汚泥広域処理場運転管理業務等包括委託に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日

令和5年9月12日（火）

2 入札に付する事項

(1) 委託業務名等

委託業務名：兵庫東流域下水汚泥広域処理場運転管理業務等包括委託
(以下「委託業務」という。)

委託番号：兵東管委第1号

(2) 履行場所

兵庫東流域下水汚泥広域処理場
兵庫県尼崎市平左衛門町65-10ほか

(3) 委託業務の概要

委託業務の内容を以下に示す。なお、詳細は業務要求水準書のとおりである。

維持管理実施計画策定及び管理業務、運転管理業務、水質試験業務、廃棄物処理業務、危機管理対応業務、備品・消耗品等の調達・管理業務、薬品・電気・燃料・ガス・水道等の調達・管理業務、保守点検業務、修繕業務、送泥管管理業務 ほか

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和8年12月31日まで

ただし、汚泥焼却炉代替施設供用開始の予定が延伸された場合、履行期間を最長で令和11年3月31日まで延長することがある。

(5) 発注方式

委託業務は、入札参加申込時に業務実施に係る技術提案を受け付け、一定の資格要件や技術提案を審査する過程で、長期間に及ぶ業務遂行能力や技術能力を有する入札参加者に絞込み、入札価格により評価を行う条件付一般競争入札を採用する。

(6) 委託業務は総価契約単価合意方式である。受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意するものとする。

本方式の実施にあたっては、「(公財) 兵庫県まちづくり技術センター総価契約単価合意方式実施要領」および「(公財) 兵庫県まちづくり技術センター総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式(以下「単価個別合意方式」という。)によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合等にあつては、単価を包括的に合意する方式(以下「包括的単価個別合意方式」という。)にて行うものとする。

3 受託者選定スケジュール

受託者選定にあたっての主なスケジュール（予定）を以下に示す。

時期	内容
令和5年9月12日（火）	入札公告
令和5年9月12日（火） ～10月11日（水）	入札に関する資料の交付
令和5年9月12日（火） ～12月22日（金）	入札に関する資料の閲覧
令和5年9月15日（金） ～12月18日（月）	質問書受付開始
令和5年9月13日（水） ～9月27日（水）	現地確認申込期間（第1回）
令和5年9月15日（金） ～9月29日（金）	現地確認期間（第1回）
令和5年9月26日（火）	第1回質問回答 （令和5年9月20日（水）までの受付分）
令和5年10月12日（木）	入札参加申込書・技術提案書等の提出期限
令和5年10月27日（金） ～11月6日（月）	技術提案書ヒアリング
令和5年11月6日（月） ～11月17日（金）	現地確認申込期間（第2回）
令和5年11月9日（木） ～11月20日（月）	現地確認期間（第2回）
令和5年11月9日（木） ～11月13日（月）	改善要請通知
令和5年11月16日（木）	第2回質問回答 （令和5年11月10日（金）までの受付分）
令和5年11月20日（月）	再技術提案書提出期限
令和5年11月21日（火） ～11月27日（月）	再技術提案書ヒアリング（必要に応じて）
令和5年12月8日（金）	入札参加資格の確認結果の通知
令和5年12月11日（月） ～12月22日（金）	現地確認申込期間（第3回）
令和5年12月13日（水） ～12月25日（月）	現地確認期間（第3回）
令和5年12月25日（月）	第3回質問回答 （令和5年12月18日（月）までの受付分）
令和6年1月12日（金）	入札、開札
令和6年1月下旬	受託者の決定、本契約の締結

4 応募方法

単独企業と特別共同企業体（以下「共同企業体」という。）との混合入札による。

5 入札に参加する者の資格

委託業務の入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。なお、資格を有する者のうち、別表に定める資本関係又は人的関係にある者が、単独企業及び共同企業体の構成員として複数の入札参加者となることは認めない。

(1) 単独企業の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

エ 兵庫県の物品関係入札参加資格者名簿の大分類「役務の提供」、小分類「建物保守・管理」又は「設備保守・管理」若しくは「その他役務」に登載されている者であること。

オ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号。以下「登録規程」という。）第2条の規定により、下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録を受けている者であること。

カ 下水汚泥焼却量が90t／日以上流動床炉運転管理業務に関し、元請又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限る。）として、過去15年以内に継続して1年以上の経験（国、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐をしている団体におけるものに限る。）を有すること。

キ 業務総括責任者を履行場所に専任で配置できること。

委託業務の業務総括責任者は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3の各号に定める者から選任すること。

ク 入札参加申込時に適正な提案書を提出できること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 構成員は2者又は3者とし、それぞれの出資比率が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。

イ 構成員は上記(1)のアからオまでのいずれにも該当すること。

ウ 代表構成員は、上記(1)のウに該当するとともに、出資比率が構成員中最大であること。

エ 代表構成員以外の者は、上記(1)のウに該当する又は兵庫県内に本店、支店、営業所若しくは事業所等を有すること。

オ 結成方法は自主結成とすること。

カ 構成員は本件に関して入札参加申し込みを行った単独企業及び他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

キ 構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたことにより、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和6年1月5日(金)までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

ク 代表構成員は、上記(1)のキに該当すること。

ケ 上記(1)のクに該当すること。

【別表】

資本関係又は人的関係にある者とは、以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する者とする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の

会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記

(1) 又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6 入札説明書の取扱い

(1) 入札説明書等の交付

入札説明書及び関連資料（以下「入札に関する資料」という。）は、次のとおり交付する。

今後、入札に関する資料の内容を前提として、この入札手続きを進めることになるので、その内容を十分に確認すること。

ア 交付期間

入札公告を行った日から令和5年10月11日（水）の午後5時まで

イ 交付方法

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターのホームページ

(<https://www.hyogo-ctc.or.jp/>) に掲示して入札に関する資料を提供する。

ウ 交付資料

入札公告、入札説明書、様式集、受託者選定基準、契約書、業務要求水準書を交付する。

(2) 入札に関する資料の貸出

上記(1)ウのほか、施設機能報告書、業務要求水準書別表、参考資料、設計書、(公財)兵庫県まちづくり技術センター総価契約単価合意方式実施要領及び(公財)兵庫県まちづくり技術センター総価契約単価合意方式実施要領の解説 については、下記イのとおりPDF形式のデータを記録したCDを貸し出すものとする。

ア 貸出期間

令和5年9月12日(火)から令和5年10月11日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 貸出方法

(ア) 入札に関する資料の貸出を希望する者(以下「資料貸出希望者」という。)は、16の担当課(入札に関すること)で、その旨を申し込むこと。

(イ) 資料貸出希望者は、CDを借用するとき借用書を提出するとともに、質問回答用等の電子メールアドレス及び送付先名称を登録すること。

(3) その他の資料、回答書等の取り扱い

入札に関する資料に定めるもののほか、入札参加申込者に対して入札日までに提示しなければならない事項が生じた場合には、通知等により提示する。

提示する資料、入札に関する資料に係る質問の回答書等は、入札に関する資料と一体をなすものとして取り扱う。

(4) 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターが提示する資料等の利用

入札に関する資料など公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター(以下「技術センター」という。)が提示する資料は、入札にあたっての検討以外の目的で使用することを禁じる。

7 入札に関する資料及び閲覧資料を示す期間及び場所

入札に関する資料及び業務要求水準書に定める閲覧資料については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和5年9月12日（火）から令和5年12月22日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所

16に同じ

8 入札に関する資料及び閲覧資料に対する質問

(1) 質問の受付

ア 受付期間

令和5年9月15日（金）から令和5年12月18日（月）の午後5時まで

イ 送信先

送信先：公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター
上下水道事業部 下水道管理課

E-mail： gesuidou_jigyoubu@hyogo-ctc.or.jp

ウ 質問の方法

入札に関する資料及び閲覧資料に対する質問がある場合は、事前連絡の上、入札参加資格に関する質問書（様式第1号-1）又は業務要求水準等に関する質問書（様式第1号-2）に質問の対象となる資料名及び箇所等を明示し、電子メールで送信すること。

原則として、持込み、郵送、FAX、電話等による質問は受け付けない。

質問受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は技術センターが行うものとする。ただし、電話による受信確認は差し支えない。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答年月日等は次のとおりとし、電子メールにて回答する。

回数	回答年月日	回答先
第1回	令和5年9月26日（火） （令和5年9月20日（水）までの受付分）	資料貸出希望者
第2回	令和5年11月16日（木） （令和5年11月10日（金）までの受付分）	入札参加申込者
第3回	令和5年12月25日（月） （令和5年12月18日（月）までの受付分）	入札参加者

9 現地確認

履行場所の現地確認を希望する場合は、現地確認申込書(様式第2号-1)に必要事項を記入し、8(1)イの電子メールアドレス宛に送信すること。

申込のあった希望者に対しては、調整の上、随時、指定日時を電子メールで通知する。

(1) 申込期間

回数	申込期間
第1回	令和5年9月13日(水)から 令和5年9月27日(水)の午後5時まで
第2回	令和5年11月6日(月)から 令和5年11月17日(金)の午後5時まで
第3回	令和5年12月11日(月)から 令和5年12月22日(金)の午後5時まで

(2) 現地確認期間

回数	現地確認期間	備考
第1回	令和5年9月15日(金)から 令和5年9月29日(金)まで	土曜日、日曜日及び 祝日を除く
第2回	令和5年11月9日(木)から 令和5年11月20日(月)まで	
第3回	令和5年12月13日(水)から 令和5年12月25日(月)まで	

(3) 現地確認における質問

現地確認における質問がある場合は、事前連絡の上、現地確認における質問書(様式第2号-2)に質問の対象となる資料名及び箇所等を明示し、電子メールで送信すること。

その他質問の受付期間、送信先は8(1)に同じ。

(4) 質問に対する回答

8(2)に同じ。

10 入札参加の手続

委託業務の入札参加を希望する者は、入札参加申込書(様式第3号又は様式第4号)及び(4)に定める提出書類(以下「申込書等」という。)を、次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

入札公告を行った日から令和5年10月12日(木)まで(ただし、土曜

日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所・方法

16に定める場所に持参する。

(3) 提出部数

3部(技術提案書については5部)。なお、電子データをCD-Rにて別途1部提出のこと。

(4) 提出書類

ア 特別共同企業体協定書(様式第5号、共同企業体による場合のみ必要)

イ 委任状(様式第6号、共同企業体による場合のみ必要)

ウ 同種又は類似の業務実績(様式第7号)

入札参加資格があることを判断できる同種又は類似の業務実績を記載すること。

なお、記載件数は代表的な3件以内とし、5(1)カに該当するものに限って記載するとともに、同業務に係る契約書の写し等、同種又は類似の業務であることが確認できる書類を添付すること。

エ 配置予定技術者の資格及び業務経験(様式第8号)

業務総括責任者として配置する予定の技術者について、入札参加資格があることを判断できる資格及び業務経験を記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、5(1)クに該当するもの限り記載するとともに、その内容が確認できる書類を添付すること。

オ 登録規程第4条第1項の登録申請書の写し

カ 5(2)エに該当することを証する書類(共同企業体による場合のみ必要)

法人県民税の納税証明書、商業登記簿謄本等の営業所等の所在地が確認できる公的機関が作成した書類及び当該営業所等の営業活動を証する書類を提出すること。

キ 委託業務に関する技術提案書(様式第13号～様式第27号)

技術提案書は、様式に従い、文字の大きさ等読みやすい範囲で記載すること。なお、図表、実績等を明らかにするための資料等は最小限度の添付とする。

技術提案書は、様式及び添付資料に、企業名が識別できる記載をしないものとし、表紙を付して作成する。なお、使用するソフトウェアはMicrosoft Excel又はWordとし、文字の入力はテキスト入力を原則とする。

ク 入札参加資格確認通知返信用封筒(返信先を記載し、84円切手を貼付

した長形 3 号封筒)

(5) その他

入札参加申込期限以降は、5 (2) キの場合を除き、原則として申込書等の差替及び再提出は認めない。

なお、技術提案書の改善要請を通知した場合に限り、再技術提案書の提出を認める。

1 1 技術提案書

(1) 技術提案書の審査

令和 5 年 10 月 27 日 (金) から令和 5 年 11 月 6 日 (月) までの間に実施する。

この間に、技術提案書の内容についてヒアリングを行うことがあるが、その詳細については、入札参加申込者に対して申込書等の提出期限の日以後に、電子メール等により通知する。

ヒアリング実施の際、入札参加申込者側の出席者は、技術提案書の内容を十分に理解し説明できる者とし、複数でも可とするが、入札参加申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

(2) 技術提案書の改善

ア 前記 (1) に示すヒアリングにおいて、技術提案書の記載内容につき、下記のいずれかの場合が生じたときは、入札参加申込者は既に提出した技術提案書を改善することができる。

(ア) 委託者が入札参加申込者に改善を求め、入札参加申込者が応じた場合。

(イ) 入札参加申込者が改善の提案を行い、委託者が認めた場合。

イ 上記 (ア) において、委託者が入札参加申込者に改善を要請し、技術提案書の再提出を求めるのは、以下の場合に限定する。

(ア) 委託者の要求事項に係る指摘

技術提案の内容に、最低限の要求要件を判断するための記載がない場合。

(イ) 追加資料の提出

技術提案の実現性や安全性を確認するための資料が不足している場合。

(3) 技術提案書の改善通知

委託者は、ヒアリングの結果等を踏まえ、委託者が入札参加申込者に改善を要請した事項、又は入札参加申込者自らによる改善提案があった場合はその採用の可否を記載する改善通知を、書面により入札参加申込者に通知する。

(4) 再技術提案書の提出

入札参加申込者が前記 (3) に示す改善通知を受領した場合は、その内容に

従い、再技術提案書を10（4）キに準じて提出する。

ただし、改善通知における記載事項以外の提案内容の変更、修正等は認めない。

なお、委託者が入札参加申込者に改善要請を通知したにも関わらず、その改善がなされない場合、委託者は当該入札参加申込者に対して入札参加資格がない旨を通知する。

(5) 再技術提案書に関するヒアリング

必要に応じて、入札参加申込者ごとに再技術提案書に関するヒアリングを実施する。

実施する場合、ヒアリングの日時及び場所は追って通知する。

ヒアリング実施の際、入札参加申込者側の出席者は、再技術提案書の内容を十分に理解し説明できる者とし、複数でも可とするが、入札参加申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

1.2 入札参加資格の確認

(1) 確認手続

提出された申込書等により入札参加者審査会の審議を経て、10（1）に定める申込書等の提出期限日を基準として入札参加資格を確認する。

(2) 入札参加資格の確認結果通知

令和5年12月8日（金）までに書面により通知する。

(3) 苦情の申立て

入札参加資格がないと認められた者は、次により契約担当者に対してその理由について、書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ア 申立期限

令和5年12月18日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 申立場所

16に同じ

ウ 回答

説明を求めた者に対し、令和5年12月22日（金）までに書面により回答する。

1.3 入札手続等

(1) 入札日

令和6年1月12日(金)

(2) 入札時間、入札場所

12(2)の入札参加資格の確認通知の際に通知する。

(3) 入札方法等

ア 初度の入札に際し、初度の入札金額に対応した業務費積算内訳書(設計書に金額を記入したもの)を提出すること。

なお、業務費積算内訳書は、業務名及び入札参加者名を記載して、提出すること。

イ 入札金額は、固定費と変動費の総価格とすること。

ウ 初度の入札は、入札書(様式第9号-1又は様式第10号-1)及び入札金額内訳書(様式第11号)を併せて入札箱に投函することにより行うこと。

エ 再度の入札は、入札書のみを入札箱に投函することにより行うこととし、落札した者は、初度の入札に用いた入札金額内訳書の費目別それぞれの金額の範囲内で、再度の入札額に対応した入札金額内訳書を、落札後契約日までに、速やかに提出すること。

オ 入札執行回数は、2回を限度とする。落札者が決定しない場合は、見積合わせに移行する。

カ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状(様式第12号)を提出すること。

キ 入札に際しては、入札参加資格の確認通知書の写しを持参すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除する。ただし、落札者は、14に定める業務完成保証人を立てること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

イ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

オ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

カ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者である

こと。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において上記アからオまでの条件に違反し無効となった入札者のうちイ又はウに違反し無効となったもの以外の者

キ この入札の対象となる業務に係る予算が議決され、その予算の執行が可能になること。

(6) 無効とする入札

ア 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とする。

(7) 入札の取消し等及びこれに伴う損害の負担に関する事項

不正その他の理由により、競争の実益がないと認めるときは、入札の執行を取り消すことがあり、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退できない。

(9) 契約の締結

落札者が、落札決定の通知を受けた日から、7日以内に契約を締結しないときは、原則として落札決定を取り消す。

(10) 支払条件

別途、契約書に定める。

1.4 業務完成保証人

落札者は、契約を締結する際には、5(1)アからキまでの資格をいずれも有する者から、業務完成保証人を立てることとし、当該資格を有することを証する書面を提出すること。

15 その他注意事項

- (1) 入札参加者は、上記1から14までに記載した事項のほか、次に記載した事項、入札に関する資料及び現場等を承知の上、入札すること。
 - ア 刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、地方自治法等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守ること。
 - イ 入札金額の表示は、アラビア数字を用いて記載すること。
 - ウ 業務費積算内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。

ただし、提出された業務費積算内訳書の内容等について入札執行職員が説明を求めることがある。
 - エ 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (3) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。
- (4) 書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、入札参加資格の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 予期することができない事態が生じた場合、受託者選定スケジュール等を変更する可能性がある。変更の際は、技術センターのホームページ等で通知する。
- (8) 資料閲覧、現地確認、入札参加手続き等において、技術センターに来所する際は、出来る限り最少人数での来所とすること。

マスクの着用については、「個人の判断」に委ねています。

16 担当課

兵庫県神戸市中央区栄町通6丁目1番21号（神明ビル6・1F）

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター

総務部 財務第2課（入札に関すること）

上下水道事業部 下水道管理課（委託業務の内容に関すること）

電話番号 (078)367-1203（財務第2課）

(078)367-1204（下水道管理課）